

本庁と区役所業務の主な組織改正の変遷

年度	概要（組織改正資料から主なものを抜粋）
平成22.4～	社会環境の変化や、市民ニーズに対応し、市の政策目標を達成するため、市民サービスの向上や行財政改革の観点から、簡素で効率的な組織体制の整備を進める。 ○商工事務について ・ 商工、観光に関する施策を本庁で統括し、一体的に商工施策を推進するため、西、北、浜北、天竜区役所に配置している「産業振興課」の事務を商工部（現産業部）に集約する。 ○農林水産事務について ・ 農林水産施策を一体的に推進するため区「産業振興課」の農林水産事務を農林水産部に集約する。 ○市営住宅事務について ・ 区役所の市営住宅管理事務を建築住宅部の住宅課に集約し、事務の効率化を図る。
平成24.4～	○地域自治センター ・ 舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山地域自治センターを地域づくり、生涯学習、窓口サービス提供の拠点として、「協働センター」に再編する。 ・ 雄踏、細江、天竜地域自治センターを廃止する。なお、雄踏及び細江については、地域づくり、生涯学習の拠点として、「協働センター」（区まちづくり推進課の出先機関）を設置する。 ・ 浜松西、浜松北地域自治センターを廃止する。
平成24.9～	○課税事務の本庁集約 ・ 区長へ委任し各区役所税務課で行っている課税事務を市長の権限として一元的に行うために本庁市民税課及び資産税課へ集約する。
平成25.4～	○区役所出先機関の再構築 ・ 区役所の出先機関である公民館等及び市民サービスセンターを「協働センター」、「ふれあいセンター」又は「市民サービスセンター」に再編する。
令和6.1～	○行政区を7区から3区に再編 ・ 再編により区役所とならない旧区役所を行政センターとし、福祉・健康づくりセンターを本庁組織とする。

平成19年4月の指定都市移行以後の市長事務部局職員数（組織別）の変遷

組織		平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月	平成31年4月	令和5年4月	令和6年4月
①本庁	一般職常勤	2,251	2,328	2,425	2,387	2408	2897
	再任用職員	0	81	188	213	158	146
	会計年度任用※	281	384	412	517	779	1,088
	小計	2,532	2,793	3,025	3,117	3,345	4,104
②区役所 ※R6.4.1の再編後の 行政センター職員も カウント	一般職常勤	1,350	1,063	832	821	766	314
	再任用職員	0	83	101	94	79	36
	会計年度任用※	438	261	343	444	542	249
	小計	1,788	1,497	1,276	1,359	1,387	599
③支所 ※旧地域自治セン ター、第1種協働セ ンター	一般職常勤	258	173	93	80	74	74
	再任用	0	13	26	30	18	16
	会計年度任用※	31	16	10	14	28	31
	小計	289	202	129	124	120	121
④協働センター等 ※旧公民館、市民 サービスセンター、 ふれあいセンター	一般職常勤	86	86	94	80	77	79
	再任用	0	11	24	50	34	25
	会計年度任用※	181	169	167	175	197	198
	小計	267	266	285	305	308	302
総計		4,876	4,758	4,715	4,905	5,160	5,126

※令和2年3月31日以前は地方公務員法3条3項3号の非常勤職員のうち、現在の会計年度任用職員と同等の職務に従事する職員